

# 通 報

大ト協第35号  
令和3年5月

各 位

一般社団法人大阪府トラック協会  
会長 辻 卓 史

## 令和3年度 先進安全自動車（ASV）導入にかかる助成について （ご案内）

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会運営に格別のご理解とご協力を賜わり誠にありがとうございます。

さて、当協会では、危険予測に効果があると思われる先進安全自動車（ASV）の導入費用の一部助成を実施いたします。

つきましては、以下の募集要領をご参照の上、ご活用いただきますようご案内申し上げます。

### 記

#### 1. 募集期間

令和3年4月1日（木）～ 令和4年2月28日（月）

**※上記期間内であっても助成予算枠に達した時点で受付を終了**させていただきますので、予めご承知おきくださいますようお願い申し上げます。**（終了の際は**  
**は大ト協ホームページ TOPICS 欄にてご案内）**

#### 2. 助成額

車両1台につき、「4. 助成対象装置」の①～③の装置を各1つずつ、**装置取得  
本体価格の1/2、1装置あたり最大5万円、3装置装着の場合は合計15万円  
まで**とする。（消費税・取付工賃等は助成対象外）

#### 3. 上限台数

（新車標準装着の装置）

**1事業者あたり5台を上限とする。**

（後付け装置）

**1事業者あたり3台3装置**（現在、後付け装置で助成対象装置は、「4. 助成対象装置」の②の装置のみです）

**※新車標準装着5台と後付け装置3台の計8台での申請も可**

**※年度内に同一車両の複数回申請は不可とする。**

#### 4. 助成対象装置

- ①衝突被害軽減ブレーキ装置
- ②ふらつき注意喚起装置・車線逸脱警報装置・車線維持支援制御装置
- ③車両横滑り時制動力・駆動力制御装置

#### 5. 助成条件（すべてに該当する必要があります）

- 大阪府下の貨物運送事業者が、自社で保有する営業用貨物車両（大阪・和泉・なにわ・堺）であること。（自家用車、軽自動車は除く）
- 賃貸借・中古装置等は助成いたしません。（装置装着済中古車両の購入等を含む）
- **令和3年4月1日以降に装着・支払いをした装置を助成対象とします。（新車標準装着の場合は登録日が令和3年4月1日以降のもの）**
- **ドライブレコーダ、EMS機能を持ち合わせた後付け装置について、ドライブレコーダ導入助成、EMS機器導入助成との重複助成はいたしません。**

#### 6. 必要書類（郵送可）

- ① 令和3年度 先進安全自動車導入促進助成金交付申請書（様式1）
- ② 先進安全自動車（ASV）導入促進助成金申請内訳書（様式2）
- ③ 先進安全自動車（ASV）装置 装着（搭載）証明書（様式3）
- ④ 暴力団等の排除に関する誓約書（様式4）

※令和3年度中に他の助成事業を利用の際に、すでにご提出いただければ提出不要

- ⑤ 車両見積書の写し（新車標準装着の場合）

（※後付け装置の場合は、請求書の写し（購入の場合）、または装置見積書の写し（リース・割賦契約の場合））

**※必ず購入装置の型式・税抜き取得価格（工賃を除く）が明記されたもの。**

※購入の場合、領収書と金額が一致すること。（請求書が複数にわたる場合は領収額に合致するよう、全ての写しを添付して下さい。）

**※標準価格ではなく取得価格**が分かるもの

- ⑥ 領収書の写し（振込み明細書等でも可）または、リース契約・割賦契約の場合は契約書の写し

※領収日が令和3年4月1日以降のもの。（手形の場合は手形決済日が、令和4年3月末までのもの）※余白部分に手形決済日を書き添えて下さい

**※割賦販売契約書・リース契約書で、契約日・契約期間・車両番号等の詳細が確認できない場合は、必ず物件受領証・リース自動車検収完了証等の写しも添付してください。**

※通帳のコピーは不可

※振り込み明細書等については振込先・振込元・振込日・振込額が確認できるもの。（助成申請に係る該当箇所以外の黒塗りは可ですが、該当箇所のみを切り貼り等加工されたものは不可）

- ⑦ 装着車両の自動車検査証の写し（※助成申請日において有効期限内のもの）

※申請後に FAX やお電話での内容照会や写しのご返却・ご提示は致しかねますので、**必ず事前に各社にて申請書類の控えをお取りください。**

※記入を訂正する際、修正液等は使用しないでください。

※同時に他の助成金申請をする場合、見積書・請求書・領収証・割賦販売契約書・リース契約書・車検証のそれぞれの写しは**申請する助成金ごとすべてに添付**してください。

## 7. 申請ならびにお問い合わせ先

〒536-0014

大阪市城東区鳴野西2-11-2

（一社）大阪府トラック協会 交通・環境部 宛

お問合せ電話番号 （06）6965-4033

## 8. 注意事項

- 助成申請は、装置の導入完了後およびお支払い完了後（リース契約・割賦契約の場合は契約完了後）となります。（助成金の枠取りはいたしません）
- 助成申請は**申請書類に不備・不足がない状態**で、当協会にて受け付けた時点での受理となります。助成終了時点で書類が到着していない場合や（郵送中等）、終了時点において郵送による申請等で当協会にてお預かりしている書類に不備・不足があり受理となっていない場合は受付できません。
- **令和3年度より、事業報告書の添付は不要となりました。**